

琉球大学学術リポジトリ

介護等体験の実践に関する研究(第1報)－琉球大学における実践の現状－

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-07-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 敦士, 片岡, 淳, Tanaka, Atsushi, Kataoka, Jun メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/869

介護等体験の実践に関する研究（第1報）

—琉球大学における実践の現状—

田中 敦士* 片岡 淳**

Practice of the Experience of Care for Elderly and/or Person
with Disability (the 1st report)

— Actual Situation in the University of the Ryukyus —

Atsushi Tanaka* Jun Kataoka**

I 介護等体験とは

介護等体験とは、1997年6月に成立した「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育教職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年6月18日法律第90号）いわゆる「介護等体験特例法」により、これから小学校・中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者の必要要件として（高等学校免許状のみの取得には、原則として必要ない）、文部省（現在の文部科学省）によって義務付けられたものである。これにより、1998年4月1日に大学・短期大学の教員養成機関に入学した1年生から、小学校・中学校教諭の普通免許状を取得しようとする場合、特殊教育諸学校や社会福祉施設などにおいて、原則として7日間（特殊教育諸学校2日間、社会福祉施設5日間とすることが望ましい）の「介護等体験」を行い、施設や学校が発行する体験に関する証明書を免許状授与申請の際提出することが必要となった。

この法律の趣旨は、介護等体験特例法第1条で「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を図る観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者に対する介護、介助、これらの者との交流の体験を行わせる措置を講ずるた

め」である。言い換えれば、介護等体験を通して、高齢者や様々な障害のある人達と触れ合う中で、各人の価値観の違いを認められる心を持った人、どんな障害のある人でも、共に生きる仲間として、その存在を認めて理解できる人、人の心の痛みが分かる思いやりを持った人づくり、教員づくりを目的としていると言えるだろう。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終答申）」の提言によって、障害のある多くの児童生徒が普通学級で学べるようになってきていることを考えると、「障害」に対する認識や理解を深め、「障害」に捉われず、児童生徒の個性を尊重できる教員づくりの可能性をも秘めた介護等体験の意義は大きいと考えられる。

1 介護等体験特例法制定の背景

「介護等体験」が義務づけられた背景には、急速に進むわが国の少子・高齢化社会の問題がある。人口構成の割合から見ると、65歳以上の総人口は1950（昭和25）年には4.9%であったのに対し、1993（平成5）年には1690万人で13.5%を占め、2000（平成12）年には2170万人で17.2%となり、2050（平成62）年には3245万人で32.3%になることが推測される（『社会福祉の基本体系 第3版』より）。

こうした社会の変化に対応していくため、子どもたちに「生きる力」を育んでいくことを教育の

*琉球大学教育学部障害児教育教室

**琉球大学教育学部島嶼文化教室

基本とする学校教育の転換が求められている。「21世紀を展望したわが国の教育のあり方について（中央教育審議会第1次答申）」（1996年7月）の中で、「生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観や、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考えたり、共感することのできる温かい心、ボランティアなど社会貢献の精神」が、子どもたちに「生きる力」を育むためのひとつの方法として示されている。当然、子どもたちに直接接し、指導する教員には「生きる力」を育む学校教育を展開するための豊かな人間性が要求される。

この点に関しては、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（教育教職要請審議会第1次答申）」（1997年7月）においても同様のことが記されていて、「教員が、公共の精神や道徳性を涵養しつつ子どもたちの豊かな人間性を育てる任に当たることにかんがみれば、教員を志願する者自身に思いやる心やボランティア精神を適切に身につけることが極めて大切である」とある。つまり、教員自身にも「生きる力」が求められているのである。そのためのひとつとして、小学校・中学校教諭を目指す人に対して、直接高齢者や障害児・者と接する「介護等体験」が義務づけられたのである。そして、自らの体験をもとにして、実際の学校教育現場に活かし、生き生きとした学校づくりを行っていくことが、これからの教員に期待されている。

2 介護等体験の意義

介護等体験を行う意義は、介護等体験特例法第1条の前半部分にあたる「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を図る観点から」と考えられる。また、「21世紀を展望したわが国の教育のあり方について（中央教育審議会第1次答申）」（1996年7月）の中で、「介護等体験の福祉体験やボランティア体験などは、共感的な人間関係を形成し、それを円滑に維持することを学ぶ上で高い効果が期待できる。通常の友人関係とは異なった環境に身を置き、様々な状況にある人々とふれあうことにより、人間関係の本質

を学ぶ貴重な機会が得られるもの」とある。

では、実際に特殊教育諸学校や社会福祉施設など双方における介護等体験を行うことによって、学生にとって具体的にはどのような意義を持つものであるのだろうか。

(1) 特殊教育諸学校での介護等体験の意義

体験の場を提供する全国の盲・聾・養護学校等の全国特殊学校長会が編集した『盲・聾・養護学校における介護等体験ガイドブック・フィリアー豊かでかけがえのない体験を得るために』において、特殊教育諸学校における介護等体験の意義について、表1のように記されている。

表1 全国特殊学校長会による介護等体験の意義

盲・聾・養護学校における介護等体験は、これから教員として活躍しようとしているみなさんが、障害のある児童生徒が学ぶ学校で、介護・介助交流等の体験を自らの体験としてもつとともに、この体験を一人一人の教育活動に活かすことを願って行われるものです。

介護等体験特例法の制定趣旨にもあるように、介護等体験は「個人の尊厳と社会連帯の理念」を深めることを目指して行っています。みなさんの介護等体験が障害のある児童生徒の理解に役立つとともに、お互いの違いを認め合い、尊重し、共に生きるという理念を深めることを期待しています。

また、末澤・佐野・寄田（2000）は、「特殊教育諸学校での介護等体験は、単に介護やボランティアの経験をするだけではなく、将来も教育実習や教職に就いた時に求められる幅広い豊かな教育実践観を学ぶ機会として実施されている。それゆえに、学生たちも、養護学校での教育活動や教師の指導のあり方について多くのことを学び、とりわけ、これまで抱いていた養護学校観や障害児教育観を大きく転換するきっかけになったと述べている。建川・立入・阿部ら（2001）は、体験学生の所感分より「初め学生は、障害をもった人に対する先入観や偏見で少なからず自分自身の中にネガティブな障害児像を勝手に作りあげているが、介護等体験で実際に触れ合う中で、自分の作りあげた障害児像とのギャップに気づき、障害児への正しい理解への方向転換をしている」と述べ、介護等体験が学生にとって有意義な体験となっていると感じている。これらの先行研究からも分かるように、特殊教育諸学校での体験は、これまでの障害児に対する偏見や差別的な先入観を変えるよいきっかけとなっていること

は間違いないだろう。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終答申）」により、通常学級に6.3%の特別支援教育を必要とする子どもがいるということが明らかとなった。さらに、今後全ての小・中学校に特別支援教室（学級）の設置が予定され、全ての教員が障害児の指導を担当する可能性がある。このような時代の流れの中で、これからの教員には、障害のある児童生徒に対する正しい理解や肯定的に受容する態度等に関する資質が求められる。しかし、現在、普通学校の教諭免許状を取得する者に対して障害児教育に関する講義の単位は義務化されていない。そのため、障害児教育専攻あるいは自主的に障害児教育に関する講義を受講しない限り、これらの児童生徒と触れ合う機会や障害児教育について学ぶ機会はほとんどなく、多くの人が障害のある人に対してネガティブなイメージを持ったまま、また、障害児教育に関してほとんど皆無の状態に就くことになる。このような現状のもとで、特殊教育諸学校での介護等体験は2日間という短い期間ではあるが、特殊教育諸学校での授業の在り方、方法などを知ること、障害のある児童生徒に触れ合う経験を持ち、障害に対する正しい理解を持つきっかけとなる大変重要な役割のある体験活動と言える。

(2) 社会福祉施設での介護等体験の意義

教員を志願する者に対して、介護等体験の場が学校教育現場である特殊教育諸学校だけではなく、社会福祉施設においても行うことを設けたのは何故であろうか。体験学生の中には、「将来教師になるのであって社会福祉施設で働くわけでもないのに、どうして社会福祉施設での体験が教員にとって必要なものなのか分からない」と考える人は少なくない。一体、教員を目指す人が社会福祉施設で体験することの意義は何であるのだろうか。

笠原・大野（2000）は、「社会福祉施設での体験は、たとえ直接福祉の職につかなくとも、一人の人間として福祉や障害・老いについて関心を持ち、理解を深めるとともに、教職に就いた時子どもたちに思いやりを伝えていってほしいという願いが込められている」とその意義について述べている。

また、現在の小学校や中学校の教育現場では、平成14年度より新たに取り入れられた「総合的な学習の時間」によって積極的にボランティア活動などの社会体験に取り組んだり、中学校での職場体験など、多くの学習場面において社会福祉施設と関わる機会が多くなってきている。学習指導要領の中でも「小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること」と積極的な関わり合いが明記されている。

さらに、障害のある児童生徒にとって、社会福祉施設というのは、学校教育卒業後の主な就職先となっている。平成17年度までに義務付けられた「個別の教育支援計画」を策定する上で、社会福祉施設等との連携を図ることは必須になってくるだろう。社会福祉施設等とよりよい関係を築いていくためにも、教員には、社会福祉施設等の実情や仕事の内容等を理解することが求められるだろう。

こういった流れの中で、教員自身が実際に社会福祉施設での体験経験を持ち、「生きた知識」を身につけているということは、それらの学習機会を積極的に設けること、また、社会福祉施設等との連携のベースづくりを可能にすることにつながっていくと考えられる。

このように、社会福祉施設での介護等体験もまた大きな意味を持っているのである。

3 介護等体験の内容

介護等体験の内容は、介護等体験法第1条において「障害者、高齢者に対する介護、介助、これらの者との交流の体験」と記されているのみで、その内容は具体的には明記されておらず、各受け入れ学校及び施設によって独自に考えられた異なる内容となっている。表2は、これまでのいくつ

表2 実際に行われている介護等体験の内容

社会福祉施設	特殊教育諸学校
<ul style="list-style-type: none"> ・話し相手 ・食事介助 ・作業介助 ・散歩の付き添い ・レクリエーション活動の参加 ・乳幼児・児童の保育・指導 ・施設の清掃・洗濯 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般授業での学習支援 ・作業学習の支援 ・移動介助 ・身辺介助 ・教材・教具づくりの手伝い ・運動会などの行事準備補佐 ・草刈りなどの環境整備
など	など

かの先行研究をもとに、実際に行われている介護等体験の内容の一部を示したものである。

表2でも分かるように、介護等体験の内容は、話し相手や移動介助、レクリエーション活動の参加など直接高齢者や障害児・者と関わる活動から、清掃や洗濯、環境整備といった直接接するわけではない活動と幅広い体験が行われていることが分かる。これらの体験活動は、各受け入れ学校及び施設によって独自に決められるため、多くの時間を障害児・者や高齢者と接する機会が持てる学生と、逆に、清掃や洗濯、環境整備などの活動が多く障害児・者や高齢者と交流機会が少ない学生もいる、というように接触機会において差が見られる。接触する機会が少ない学生の多くは、介護等体験の満足度が低く、その意義が認められないケースがある。熊谷・中山・小林ら(1999)による調査において、「90%以上の学生がこの体験を有意義であったと評価している一方で、障害児と直接接することのできなかった学生は不満を持った」ということが明らかとなった。直接対象者と接することのない活動も現場においては重要な仕事のひとつである。また、受け入れ学校及び施設にとっても、日頃は忙しさのあまり充分にできない面を補ってもらえることができるといった意味のある重要な体験活動である。しかし、「介護等体験」の目的を達成するためには、できる限り多く、対象者と接する機会が持てる活動内容であることが望ましいと言えるだろう。

4 介護等体験の場

文部科学省が定める介護等体験の場は、大きく分けて学校と施設の2種類に分けることができる。ここでいう学校とは、盲・聾・養護学校の特殊教育諸学校を指し、小学校や中学校に見られる「特殊学級」や「保育所」は該当しない。また、もうひとつの体験場である社会福祉施設については、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育教職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成9年11月18日文部省令第40号)の第2条において示されている。その内容が表3である。

これらの施設は多種多様であるため、体験学生の希望(必ずしも希望が通るというわけではない)によって、体験先を決めることができること

表3 受け入れ施設である社会福祉施設の種類の種類

第2条 特例法第2条第1項の文部科学省が定める施設は、次のとおりとする。
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第164号)に規定する乳児院、母子生活通園施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第283号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第123号)に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場
四 生活保護法(昭和二十五年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
五 社会福祉法(昭和二十六年法律第45号)に規定する授産施設
六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第37号)に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設
七 老人福祉法(昭和三十八年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
八 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設
九 老人保健法(昭和五十七年法律第80号)に規定する老人保健施設
十 前9号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

となっている。

5 介護等体験における事前指導

介護等体験をスムーズに行うためにも、また、受け入れ学校及び施設等の職員や利用者、児童生徒に迷惑をかけないためにも、学生は予め介護等体験に関して十分な事前学習をする必要がある。

三輪(2001)の報告の中で、「介護等体験の事前準備の状況は、重複回答を含め、大学での事前指導71.4%、大学のガイドブックの独修59.7%、体験先の資料の独修45.1%、市販の関係図書の独修6.3%、友人からの体験の聴取33.5%、準備なし4.3%であった」というように、学生の事前学習に果たす大学の役割が大きいことが明らかとなった。

沖縄県においては、「介護等の体験受入調整事務手続き要領」(社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会)の中で、「介護等体験に関わるオリエンテーションを、大学等の責任において実施する」と記されていて、学生に対するオリエンテーション等の指導が大学等の主な業務のひとつとして挙げられている。

介護等体験の内容と同様に、事前指導の内容においても具体的には明記されておらず、全国の大学において各大学の創意工夫によって事前指導が行われている。表4及び表5は、近畿大学と東京音楽大学において行われている事前指導の内容である。

前出の表からも分かるように、事前指導の時間、内容は各大学によって異なることが分かる。十分

表4 近畿大学における事前指導

<ul style="list-style-type: none"> ・2回 〔内容〕 ・実施に際しての諸注意 ・体験するものとしての「基本的な心構え」 ・体験種別ごとの体験内容 <p>*直接的な介護等体験における事前指導のほか、別の講義において、介護等体験に関する事前指導の内容を含むものがある。</p>

戸井田(2002)より引用

表5 東京音楽大学における事前指導

<p>『介護等体験ガイダンス』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間7～8回予定 〔内容〕 ・年間ガイダンスの計画 ・介護等体験の趣旨(意義・目的) ・介護等体験制度の内容 ・養護学校と児童・生徒の概要 ・社会福祉施設と利用者の概要 ・介護の現場からみた介護等体験実施上の留意点について ・介護等体験実施学生の体験談の発表 ・介護・介助の基礎知識と方法の説明(ビデオ上映と講義) ・障害児模擬体験と実習(車椅子の操作、衣類着脱の補助) ・ガイダンス実施内容の総まとめ ・その他

藤田(2001)より引用

な事前指導が行われている大学もあれば、そうでない大学もあると言えるだろう。

武蔵・高畑・若山ら(2001)によると、「限られた時間内で行わなくてはならないオリエンテーション自体はプラスに評価しているが、介護等体験として学生を受け入れるには十分でないという意見として捉えることができる」と各大学において行われる事前指導に対する受け入れ学校及び施設の評価は低いと言え、その充実を強く要求している。また、高畑・若山・平野ら(2000)の調査において、「大学でのオリエンテーションに対して約3割の学生が十分でなかった」ということから、学生自身もまた事前指導の充実を要求していることが言える。

いくつかの先行研究においても同様の指摘がなされていて、そのあり方について検討されている。笠原・大野・安藤ら(1999)は、「就学啓発ビデオ等の視聴覚教材を活用したり、模擬的な介護・介助活動を行ったりする内容を加えるなどして事前指導を充実し、障害児教育や障害児との接した方についての理解を深めることが必要である」と述べている。正田・石橋(2001)もまた、「介護等体験で学生に強い印象を及ぼしたと思われるエッ

センスを講義に織り込める場合は実行して、より合理的、効率的なあり方を考えていくことが必要である」とそのあり方について指摘している。

現在の事前指導の多くは、介護等体験の実施手続きの説明や諸注意に時間を費やしているのが現状である。また、半年間にわたる通常の講義と違って時間が限られているため、講義形式は、介護等体験指導教員が説明して、学生はそれを聞くという受身的な形式となっているものが多い。介護等体験をより充実し、スムーズに行うためにも、学生自身が実際に介護・介助の仕方を体験する機会を設けたり、障害児教育や福祉教育について討論することによって理解を深めたりするような事前指導が必要となってくるだろう。

事前指導は、各大学の創意工夫によって構成されるもの、また、介護等体験を受ける学生によって求めるあり方も違うものだから、毎年、事前指導を行った後、学生に対して事前指導の充実度、内容の適正度、必要な内容等を調査し、そのあり方について検討し続けていくことが、各大学において求められることであると言えるだろう。

II 琉球大学での介護等体験の取り組み

1 目的と意義

本大学での介護等体験の目的は、介護等体験オリエンテーション時に配布される『介護等体験の手引き』によると、「これからの高齢化・少子化の時代に、高齢者や障害者に対する介護の体験を有する教員が、その体験を教育現場で活かしていくことが強く期待されています。学生諸君が本制度の趣旨をよく理解し、積極的かつ効果的に介護等体験を実施すること」となっている。おおむね他大学と同じような目的を持って取り組まれていると言える。

比嘉(2001)の報告から、「介護等体験に参加して、普段できないことが体験できた、価値観が変わったなどの理由から、約9割以上の体験学生が介護等体験に参加してよかったと感じている」と述べている。さらに、「介護等体験の有する学生の方が、高齢者に対するイメージにおいて、プラスイメージを持っている」と述べており、介護

等体験は、本学生にとって意義ある体験となっているということが言えるだろう。

また、同様のことは、「介護等体験実施報告書(琉球大学教育学部教育実習委員会介護等体験実習部会、2003)」からも読み取ることができる。表6～8は、学生が介護等体験後に書くレポートから、介護等体験に参加して得たもの・感じたものについて書かれている部分を抜きだしたものである。

表6 ある知的障害者授産施設体験者の感想

障害は個性であると誰かが言うのを知り、納得できずにいた過去の自分がうそのように、私は、この実習を通して新しい意識を持ち始めました。誰にでもできないこと、得意なことにはあるし、その部分をただ援助することで、「できる」ことの幅は広がっていくのだと改めて感じました。

表7 ある老人保健施設体験者の感想

5日間の介護実習を通して、本当に多くのことを学び得ることが出来たと感じます。初めは将来自分が教師になったときに総合的な学習の時間の為などにこの実習が必要になってくるのかと思っていましたが、実習を終えた今振り返ってみると、目上の人との接し方、尊敬の気持ち、介護のあり方、など今の自分自身の為になることを多く学んだ気がします。今回の介護体験は私に多くのことを与え、同時に今まで考えなかったことを考え、学ばせてくれる良いきっかけになったと思えました。

表8 ある養護学校体験者の感想

今回の養護学校で貴重な体験ができました。今まで障害を持った人たちに接するという経験が少なかったため、多くのことを今回気づかされました。障害を持った子どもたちも障害を持っている以外は健常者の子どもと同じことです。これは今までもわかってはいたのですが、今回障害をもった子どもたちと一緒に過ごしたことで本当に実感に伴った理解をすることができました。

平成15年度本学介護等体験実施報告書より

前出の表からも分かるように、介護等体験によって、学生は様々なことを感じ、学び、そして多くのことを得ている。

しかし、体験前「何で教員にとって介護等体験が必要なのか分からない」、「介護等体験は教員免許状取得のためにやっている」というように、義務感だけで介護等体験に参加している学生が少なくない。本大学の目的において、「学生諸君が本制度の趣旨をよく理解し～」と述べているが、実際、学生自身にはその趣旨が正確には伝わっていないのが現状である。この点に関して、柴山・冨田(2002)の報告の中でも同様のことが指摘されていて、「参加意欲がなかった理由として被験者は義務感を理由にあげており、義務感が参加意欲低下の要因であることが示唆されることから、

多くの被験者が義務感を感じていたことは問題といえる。被験者が介護等体験の意義・目的を理解していないことが原因といえよう」とある。介護等体験がよりよいものとなっていくためにもこの点は早急に改善する必要があるだろう。

2 事前指導

平成16年度の介護等体験の事前指導は、通常の半年間の講義と違って限られた時間内で行われており、事前指導として行われているオリエンテーションは、全体で行われる学部オリエンテーションと専修・コース別で行われる専修別オリエンテーションの2部構成となっている。以下具体的に述べることとする。

(1) 学部オリエンテーション

学部オリエンテーションで行われた事前指導の内容は以下の表9の通りである。

表9 学部オリエンテーションの内容

- 1 回目：約3時間
 [内容]
 ・介護等体験の事務手続き等の説明
 ・注意事項
 ・社会福祉施設について
 ・障害についての基礎的知識(障害の区分、障害についての考え方など)
- 2 回目：約4時間
 [内容]
 ・てんかんについて
 ・社会福祉施設職員による講演・ビデオ上映(主に痴呆について)
 ・車椅子介助の仕方(実習)

学部オリエンテーションは、計7時間という限られた時間内で行われていて、そのほとんどを介護等体験の事務手続きや注意事項等の説明に時間が費やされているのが現状である。初めて障害児・者と触れあう者や社会福祉施設での体験経験がない者にとって十分な内容とは言い難い。また、介護等体験が義務化された背景やその目的・意義について、「介護等体験の手引き」に書かれたもののみの説明に留まっており、学生自身がその意義について考えたり、理解するまでには至っていない。そのため、事前学習時の介護等体験への参加意欲は低いものと推測される。実際に体験を行う際に意欲を持って参加できるような意識向上を図るための事前指導となるよう、そのあり方について今後も継続的に検討する必要があるだろう。

(2) 専修別オリエンテーション

専修別オリエンテーションについて、「介護等体験の手引き」によると、「専修別に設定された日時に、教育実習委員あるいは1年次指導教員を中心に施設訪問時の留意事項等について、介護等体験の手引きに基づいて、十分確認する」と記されている。専修別オリエンテーションの内容は具体的に明記されておらず、各専修・コースによって、異なる内容、時間となっている。介護等体験に対しての各専修・コースの指導教員の捉え方が異なるため、介護等体験に対して意欲的に取り組んでいる専修・コースとそうでない所と事前指導の内容に差が見られる。そのため、中には事前指導が全く行われなかったという専修・コースもあるようである。このことから、介護等体験が意義あるものになるためには、各指導教員の介護等体験に対する意識向上を図ることも必要である。専修別オリエンテーション内容についても具体的に示し、少しでも十分な事前指導が行われる体制づくりをすることが課題であると言える。

3 これまでの受け入れ及び体験状況

介護等体験特例法は、1998年4月1日に大学等へ入学した者から適用される。琉球大学では、1998年度に入学した学生が2年次になる1999年度から実施され、この施行から早くも8年目となった。

2003(平成16)年度までの受け入れ学校及び施設の状況は表10、11の通りである。

表10 特殊教育諸学校の受け入れ学校数の状況

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
盲	0	0	0	0	1
知的障害養護	1	0	0	1	1
肢体不自由養護	2	2	2	2	2
病弱養護	0	1	0	0	0
高等養護	0	1	1	1	1
計	3	4	3	4	5

表11 社会福祉施設の受け入れ施設数の状況

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
老人福祉施設*	15	18	22	26	25
身体障害児・者施設	0	4	2	1	1
知的障害児・者施設	5	9	5	9	7
身体・知的障害者施設	1	2	1	1	0
その他	2	3	3	3	2
計	23	36	33	40	35

*老人保健施設も含む

これより受け入れ学校では、壘学校及び病弱養護(2000年度のみ受け入れ)を除く全ての特殊教育諸学校において体験を受け入れている。受け入れ施設では、毎年、老人福祉施設での体験が多く、次いで知的障害児・者施設となっている。社会福祉施設での体験先は老人福祉施設が主となっているが、多くの種別の施設において体験が可能であることが分かる。

また、介護等体験専修・コース別終了者数は表12の通りである。2000年度と2001年度を除いて、体験学生が無事に両体験場において、介護等体験を終えることができたことが分かる。生涯教育課程は、教員免許状取得は卒業要件とはなっていないが、年々介護等体験に参加する生涯教育課程の学生は増えてきている。

表12 介護等体験専修・コース別終了者数

専修・コース	1999年度		2000年度		2001年度		2002年度		2003年度	
	施設	学校	施設	学校	施設	学校	施設	学校	施設	学校
国語教育専修	14	14	9	9	8	8	8	8	8	8
社会科教育専修	16	16	8	8	8	8	9	9	9	9
数学教育専修	14	14	8	8	8	8	8	8	8	8
理科教育専修	15	15	8	8	9	10	10	10	9	9
音楽教育専修	10	10	6	6	6	7	7	7	7	7
美術教育専修	10	10	6	6	6	6	6	6	6	6
保健体育専修	11	11	6	6	5	5	4	4	6	6
技術教育専修	10	10	6	6	5	5	5	5	8	8
家政教育専修	11	11	7	7	6	6	7	7	7	7
英語教育専修	8	8	5	5	6	6	6	6	7	7
教育学専修	9	9	7	7	6	6	5	5	6	6
学校心理学専修	10	10	6	6	6	6	7	7	7	7
児童教育専修	9	9	6	6	7	7	6	6	7	7
日本語教育コース	3	3	19	18	12	12	19	19	13	13
情報教育コース	5	5	10	10	3	3	2	2	4	4
生涯健康教育コース	7	7	10	10	7	7	11	11	10	10
島嶼文化教育コース	0	0	13	13	13	13	14	14	17	17
教育ボランティアコース	0	0	7	6	9	9	7	7	9	9
自然環境教育コース	0	0	8	8	8	8	7	7	9	9
科目等履修生	0	0	0	0	2	2	0	0	6	6
計	162	162	155	153	140	142	148	148	163	163

III おわりに

介護等体験特例法の制定により、本大学では、1998年度に入学した学生が2年次になる1999年度から介護等体験が実施され、この施行から平成18年度で早くも8年目となった。平成16年度に琉球大学教育研究重点化経費によるプロジェクトを立ち上げ、実態調査を実施することとなった。実態調査の結果については、第2、3報にて報告する。本稿は、平成16年度時点でのそれまでの現状を取りまとめたものである。本プロジェクトの実施は教育学部の田中敦士と片岡淳が担当した。また、資料整理や分析等には平成18年3月卒業生の比嘉佐和子(現 北谷小学校)に協力頂いた。

本プロジェクトにご協力頂いた先生方および調査に回答下さいました皆様方に深く感謝申し上げます。

引用文献

- ・笠原芳隆・大野由三・安藤隆男・河合康 (1999) 特殊教育諸学校における介護等体験学生受け入れ態勢と実施上の課題 上越教育大学研究紀要、18 (2)、459-468
- ・笠原芳隆・大野由三 (2000) 社会福祉施設における介護等体験学生の状況と実施上の課題 上越教育大学研究紀要、19 (2)、675-683
- ・熊谷恵子・中山哲志・小林美千代・松原徳子・松原豊・金子守 (1999) 介護等体験の実施状況とその意義-事前指導と特殊教育諸学校における体験に参加した筑波大学学生に対するアンケート調査を通して- 筑波大学学校教育論集、22、49-55
- ・柴山直・富田俊輔 (2002) 「介護等体験」の教育効果に関する調査報告 新潟大学教・育人間科学部紀要、5 (1)、233-241
- ・正田良・石橋亮一 (2001) 介護等体験に関する情意面での評価用具の試作 三重大学教育実践総合研究センター紀要、21、85-91
- ・高畑庄蔵・若山美津彦・平野隆志・小林真・武蔵博文 (2000) 知的障害養護学校での介護等体験に関する調査研究：調査概要及び事前指導のあり方 富山大学教育学部研究紀要論集、3、45-54
- ・建川博之・立入哉・阿部修一・米田忠良・重松純夫 (2001) 養護学校における介護等体験の実情 愛媛大学教育学部障害児教育研究室研究紀要、24、81-105
- ・末澤清・住野好久・寄田啓夫 (2000) 教員養成における養護学校での「介護等体験」の意義に関する一考察-香川大学教育学部附属養護学校における平成11年度の実践から- 香川大学教育実践研究、1、89-98
- ・三輪定宜 (2001) 教育養成・研修における体験学習の意義を問う-介護等体験に関するアンケート調査を踏まえて- 教育学研究、68 (4)、461-466
- ・武蔵博文・高畑庄蔵・若山美津彦・平野隆志・小林真・安達勇作 (2001) 知的障害養護学校での介護等体験に関する調査研究 (Ⅱ) -体験学生受け入れ態勢と実施上の課題- 富山大学教育学部紀要、55、61-72
- ・琉球大学教育学部教育実習委員会介護等体験実習部会 (2003) 「平成15年度 介護等体験実施報告書」